

2. 学部授業科目

授業科目名 (英文表記)	地域暮らしの法律学D ～男と女の法律学～ (Legal Studies of community life D)		
単位数	2 (学部生のみ)	授業形態	講義
担当教員	吉田 雅章		
開講	南紀熊野サテライト	区分	学部開放科目
実施日・時間	① 5月15日(土) 9:30～14:30	④ 6月26日(土) 9:30～14:30	
	② 6月5日(土) 9:30～14:30	⑤ 7月3日(土) 9:30～14:30	
	③ 6月19日(土) 9:30～14:30	⑥ 7月24日(土) 9:30～14:30	
【授業のねらい・概要】			
<p>どのような地域に暮らすにしても、さまざまな問題が発生します。好むと好まざるとにかかわらず、法律と関わりを持たないことはないでしょう。地域で暮らすために法律の知識は不可欠だと思います。しかし、法律は自分とは関係のない存在であるかのように考えられがちで、さらに、暗くて近寄りたいたいというような悪いイメージさえ持たれることもあります。その原因として、法律用語の難解さ、法律学は無味乾燥であるというイメージ、法律解釈の理屈っぽさなどが考えられます。「地域暮らしの法律学」では、地域に存在する日常生活の種々の場面を具体的な例として取り上げて、可能な限り分かりやすく説明し、法律がどのように役に立っているか、そして、日常茶飯事でさえ法律抜きでは考えられないということなどを理解してもらうことを目標としています。その手段として、多くの映画やTV番組等を視聴してもらい、法律学の敷居の高さを少しでも低くする工夫を致します。「地域暮らしの法律学D」では、「男と女の法律学」をテーマとして、結婚と離婚を中心に講義する予定です。嘘か本当か判りませんが、離婚関係の書籍には、離婚には結婚の3倍ものエネルギーを必要とすると書かれています。一方で、現代では、「バツイチ・バツニは当たり前」という言葉も耳にします。そのため、結婚よりは離婚に重点を置いて講義する計画です。講義内容の説明においては和歌山家庭裁判所の家事調停委員をしていた経験を生かして受講生の皆さんの参考になるように努めるつもりです。</p>			
【授業計画】 ※あくまでも事前の計画であり、受講生の皆さんのご希望に添うように変更することも可能です。			
受講生の皆さんと相談の上、通常の90分授業では不可能な映画視聴を組み込みたいと思っています。			
第1回 ガイダンス			
受講生の皆さんと十分に話し合いをして授業計画を再検討し、順番の変更・講義内容の一新化も可能です。			
6回の講義で取り上げる予定のTVドラマ「慰謝料弁護士」や「離婚弁護士」などを紹介します。			
第2回 結婚や内縁に関する問題			
何回も再放送されています「離婚弁護士」等を視聴して、結婚の前後に発生する法律問題を考えてもらいます。			
第3回 離婚に関する問題 (特に不倫)			
不倫問題を取り上げた映画やドラマは非常に多いので、受講生の皆さんと相談の上、教材として取り上げる映画やドラマを決定したいと思います。第4回から第6回でも同様に致します。			
第4回 離婚に関する問題 (特に子供の親権を中心にしたと思います。)			
第5回 離婚に関する問題 (特に養育費を中心にしたと思います。)			
第6回 離婚に関する問題 (財産分与と慰謝料を中心にしたと思います。)			
【到達目標】			
バランス感覚を持って地域で生きていくことと、そのための法的スキルを獲得することの重要性を理解すること。			
【教科書】			
特に指定はしません。			
【参考書】			
講義時に適宜、紹介します。			
【成績評価方法】			
学部生のみ、出席しての質疑応答、授業態度やレポートなど総合的に評価します。			
【授業時間外学修についての指示】 (学部生用には必須、学部開放授業受講者用は任意。)			
ネット・テレビ・新聞等で紹介される色々な家族問題について関心を持って目を通して下さい。			
【履修上の注意・メッセージ】			
基礎知識がなくても理解できるように授業を構成します。ただ、もしも可能であれば、各自でわかりやすい法学入門書などを読んで前理解を深めるようにしておいて下さい。			
※基本的に授業は対面での実施を予定しますが、新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンラインによる遠隔授業を行う場合又は授業を中止する場合があります。オンラインによる授業を行う場合に必要なパソコン、ネット環境は、各自で準備してください。			